

令和7年6月

飼い主のいない猫用の捕獲器貸出方法

【はじめに】

三芳町では、地域に住み着いた「飼い主のいない猫」に不妊手術を施して、これ以上繁殖しないようにし、その猫の命を全うするまで一代限りで、その地域において適切に管理していく活動(以下、「地域猫活動」という。)を行っています。

この地域猫活動にご理解・ご賛同いただき、かつ「地域猫活動ボランティア登録」を行った方に対し猫の捕獲器を無料で貸し出しています。

【ボランティア登録】

地域猫活動ボランティア登録を行うには、下記の要件を全て満たして「三芳町地域猫活動ボランティア登録申請書」を環境課までご提出ください。

《登録要件》

- ・町内に居住し、かつ、住民記録台帳に登録されていること
- ・町内の飼い主のいない猫に不妊治療を施し、地域猫活動ができること

ボランティア登録後、「三芳町地域猫活動ボランティア身分証明書」を交付しますので、地域猫活動を行う際には必ず携帯して活動してください。

【捕獲器の貸出】

猫の捕獲器が必要な方は、下記の要件を全て満たして「飼い主のいない猫用保護器貸出申請書兼誓約書」を環境課までご提出ください。

※ 貸出については即日お貸しし、費用もかかりません。

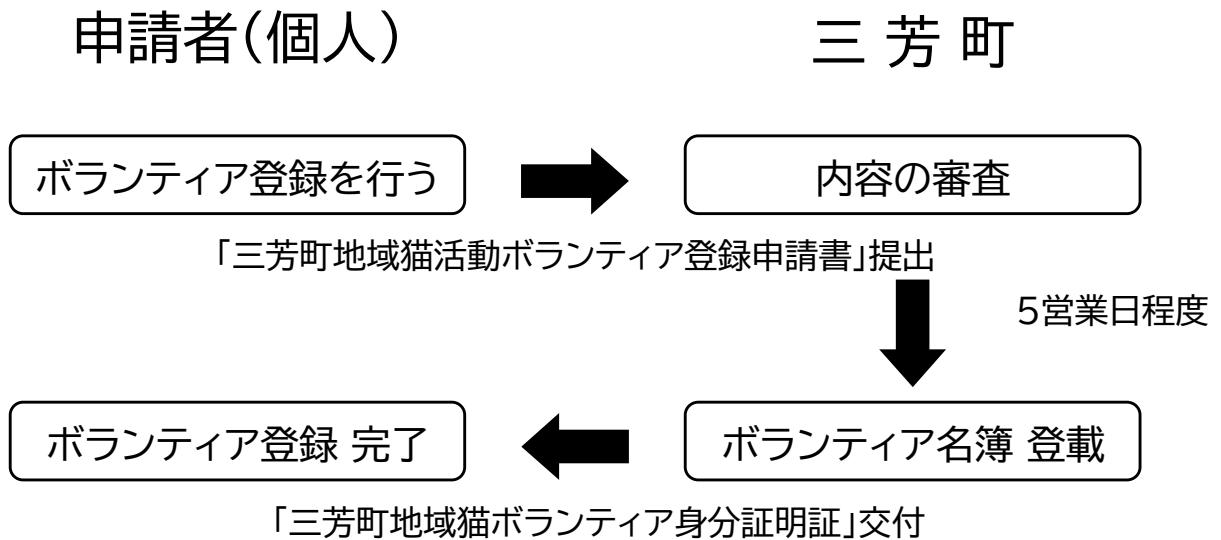
《貸出要件》

- ・捕獲した猫に不妊治療を施し、その後の適切な管理ができる者
- ・自己の責任で保護器の管理ができること

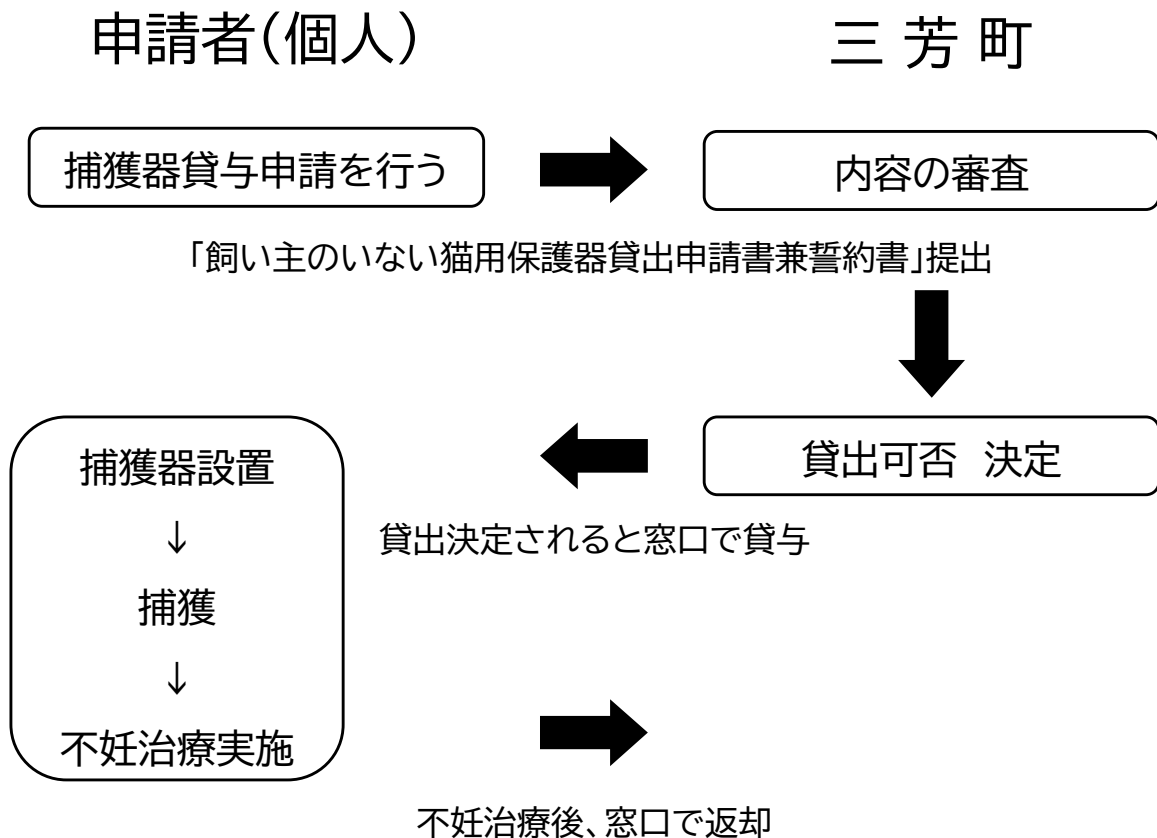
《注意事項》

- ・貸出方法は環境課窓口で貸与し、返却時も環境課まで返却する
- ・貸出を受けることができる保護器は1人につき1台まで
- ・貸出期間は貸出を行った日の翌日から14日以内
- ・返却時には洗浄と消毒を行い返却する
- ・保護器を設置する際には、必ず土地所有者等の承諾を得ること
- ・貸出中に捕獲器が破損した場合、申請者の責任のもと修理または弁償する

ステップ1 地域猫活動ボランティア登録



ステップ2 猫用捕獲器の貸与



お問い合わせ先



三芳町 環境課 環境対策担当
〒354-8555
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1
TEL:049-258-0019(代表)

